

改正概要

令和6年5月13日
東京都産業労働局
農林水産部水産課

(1) 改正の概要

東京都においては、昭和40年に東京都漁業調整規則（昭和40年東京都規則第160号）を制定した当初から、遊漁者等に対するまき餌釣りの禁止の規定を設けています。まき餌釣りとは、釣針に付ける餌以外の餌等を水中に投入又は拡散させることによって、魚を漁具の周辺に蟻集させ、漁獲を容易にすることを目的とする餌等を使用するまき餌を使用する釣り漁法のことです。遊漁者等によるまき餌釣りを禁止した理由は、遊漁者等がまき餌を使用することにより、効率的に魚類を釣ることができるようになるため、漁業操業との競合等、漁業生産への支障が懸念されたことによるものです。

しかし、時代の変化とともに、遊漁がレジャーとして全国的に普及していく中で、遊漁者が釣りの際にまき餌を用いることが一般的になったこともあり、全国的に、まき餌釣りの規制が見直され、現在、多くの道府県では漁業調整規則においてまき餌釣りが禁止されていません。

また、平成14年12月には水産庁通知により、都道府県漁業調整規則における遊漁者等の漁具漁法の制限について、「まき餌釣りの全面的な禁止措置の見直し」が記載されています。東京都海面においてもまき餌釣りが一般的な遊漁の漁法として定着していることから、漁業調整規則を一部改正したうえで、海区漁業調整委員会指示等を活用して、適宜まき餌の使用制限を講ずることで海面利用の秩序維持を図る必要があります。加えて、水産資源の管理についても同様の措置を講ずることで遊漁者も漁業者と同様に取り組んでいく必要があります。

そこで、東京都は、漁業者と遊漁者との調整を図った上で、漁業調整規則を改正しまき餌釣りの禁止措置を解除するとともに、海区漁業調整委員会指示等により適切な規制を講じることで、漁場の秩序を維持しつつ、漁業と海洋性レクリエーションの共存・調和を図っていきたいと考えています。

(2) 施行期日

令和6年11月（予定）